

軽井沢町危険木伐採等費用補助金交付要綱第3条第3号の町長が別に定める要件

軽井沢町危険木伐採等費用補助金交付要綱（令和7年輕井沢町告示第4号）第3条第3号の町長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- 1 植栽する樹木は、別紙植栽樹木一覧で定めた樹木のうち植栽時の樹高が2.5メートル以上であり、かつ、幹周0.1メートル以上の樹木とする。
- 2 植栽する位置は、原則として伐採した樹木の位置から1メートル以内とする。
ただし、保全上若しくは景観上より適した位置があるとき又はやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 伐採した危険木の本数を超える樹木を植栽する場合における当該超える樹木の植栽は、前項の規定にかかわらず、町長と協議の上、保全上及び景観上適した位置に植栽するものとする。